

勤労者の皆様へ

新築・中古住宅の取得に対し、デジタル地域通貨
さむかわPayの行政ポイント5万ポイントを付与します！



電子申請の方はこちら



申請できる人

- ① 勤労者（事業所等に勤務し、使用者から賃金を支払われる者）（※1）であること
 - ② 申請時、町内に取得した新築・中古住宅（以下新築住宅等）に定住（※2）していること
 - ③ 取得した新築住宅等の所有者として登記していること
 - ④ 取得した新築住宅等の居住者全員に納付期限の過ぎた町税等がないこと
 - ⑤ 寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の補助を受けていないこと
- ※1 パートタイム・アルバイト雇用等含む全ての勤労者のことを言います。
※2 定住とは生活の本拠を寒川町に置くことの意味をもって居住し、新築住宅等の所在地が住所として住民基本台帳に記載されていることを言います。

対象となる住宅

- ① 居住用の新築住宅等であること
- ② 床面積が60平方メートル以上であること
- ③ 中古住宅の場合は、昭和56年6月以降の耐震基準で建築されていること

交付額

- デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイント5万ポイント分を付与します

デジタル地域通貨さむかわPayとは…
町内の加盟店でご利用いただけるポイントです。
詳しくは裏面をご確認ください。

申請について

- 令和7年4月1日より申請可能です。
- 取得住宅の所有者として全部事項証明書（建物）に記載された日（所有権保存の日）から**6ヶ月以内**に、必要書類を産業振興課へご提出ください。

<申請に関するお問い合わせ>

寒川町 環境経済部 産業振興課・商工労政担当

TEL：74-1111（内線764） FAX：74-2833

Eメール：sansin@town.samukawa.kanagawa.jp

寒川町ホームページ



申請から「行政ポイント」付与までの流れ

1

交付申請（申し込み）

次の書類を産業振興課へご提出ください。【申請者様と同居の方のみ代理提出可】

<申請に必要な書類>

- ① 寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業行政ポイント付与申請書
- ② 個人情報閲覧に関する同意書
- ③ 取得した新築住宅等に係る登記事項証明書（建物）の写し
- ④ 取得した新築住宅等に係る居住用面積が明らかになる図面及び計算書の写し
- ⑤ 取得した新築住宅等に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ⑥ 就労証明書
- ⑦ その他町長が必要と認める書類（必要な場合は、町職員よりご案内します）

※①②⑥（規定の様式）は町ホームページからダウンロードすることができます。

寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業

検索

2

付与決定の通知（申請の結果通知）

申請書類等の審査結果を、申請者に文書で通知します。

3

デジタル地域通貨さむかわPayの行政ポイントの付与

産業振興課で、申請者のさむかわPayアプリに「寒川町版地域通貨さむかわPayの行政ポイント」を付与します。

※注意事項 虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、付与決定は取り消されます。

デジタル地域通貨さむかわPayについて



「寒川版地域通貨さむかわPay」は町内の加盟店でご利用いただけます。

※取扱加盟店は下記二次元コードのリンク内「デジタル地域通貨さむかわPay」の「利用店舗」からご確認ください。



交付申請書の記入例

役場（産業振興課）窓口への提出時に記入ください。

第1号様式(第5条関1)

(あて先)寒川町長

見本：①



令和●年 4月 20日

i) 住所 寒川町宮山165番地

氏名 寒川 工事

連絡先 74-1111

さむかわPayアカウントナンバー 123744-5678-9012-3456

寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業行政ポイント付与申請書

勤労者個人住宅取得奨励事業による行政ポイントの付与を受けたいので、次のとおり申請します。

申請ポイント	50,000 ポイント	新築・建て替え・中古 一律 50,000ポイント
所在地	寒川町 宮山165番地	取得住宅の所在地は住民票に記載 されている住所を記入
所有者	寒川 工事	所有権が複数の場合は、連記または代表者(申請者)を記入
居住用面積	100.56平方メートル	建物の平面図等に記載されている 延べ床面積を記入
取得年月日 (登記年月日)	令和●年 4月10日	登記事項証明書の権利部(甲区) (所有権に関する事項)の受付年月日 を記入
検査済証交付年月日	令和●年 4月 3日	検査済証の右上部に記載されている 年月日を記入
添付書類	(1) 個人情報に関する同意書 (2) 取得した新築住宅等に係る登記事項証明書の写し (3) 取得した新築住宅等に係る居住用面積が明らかになる図面及び清算書の写し (4) 取得した新築住宅等に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する 検査済証の写し (5) 就労証明書 (6) その他町長が必要と認める書類	

個人情報閲覧に関する同意書・就労証明書の記入例

個人情報閲覧に関する同意書

(あて先)寒川町長

寒川町勤労者個人住宅取得奨励事業による行政ポイントの付与申請にあたり、次の事項に関し、寒川町の職員が町の公簿等によって確認することに同意します。

- (1) 居住状況に関すること。
- (2) 町税、清掃手数料、保育料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料及び介護保険料の納入状況に関すること。

令和●年 4月 20日

申請者の住所 寒川町 宮山165番地

さむかわ こうじ

申請者の氏名 寒川 工事

同居の家族氏名

さむかわ はなこ

寒川 花子

さむかわ たろう

寒川 太郎

見本：②

個人情報閲覧に関する同意書は、申請者の住所・氏名・同居の家族全員の氏名を記入してください。



就労証明書 (勤労者個人住宅取得奨励事業用)

- ① 就労先で記入してもらってください。自身による記載の場合は証明とはなりません。
- ② 証明内容について記入者(就労先)に問い合わせをする場合があります。
- ③ 必要に応じて、給料明細の写しや源泉徴収票の写しを提出していただく場合があります。
- ④ 未記入がある場合は再記入をお願いする場合があります。

見本：③

就労証明書は、就労先で記入してもらってください。

申請者自身による記載の場合は、証明とはなりませんのでご注意ください。



就労者氏名	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 更新の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実際の勤務地	〔名称〕
	〔所在地〕
仕事の内容	〔電 話〕 ()
	(あて先)寒川町長 上記の内容について事実と相違ないことを証明します。 事業所名 所在地 代表者名 〔電話番号〕 () 証明年月日 年 月 日

- ※〔記入者氏名〕及び〔電話番号〕は必ずご記入ください。
- ※代表者名は原則当該就労者を雇用する事業所の代表となりますが、社内規定等で人事部長など雇用に関する職数がある方が代わって証明できる旨定められている場合は、社内規定等に沿った記載でかまいません。
- ※記入に際してご不明な点がございましたら、寒川町環境経済部産業振興課(0467-74-1111)までご連絡ください。